

国際的な人の往来の再開等

令和2年7月22日

1. 在留資格保持者等の再入国・入国

- (1) 在留資格保持者等の再入国・入国を順次許可すべく検討。現在出国中の再入国許可者(注1)の再入国から開始。
- (2) 出国前PCR検査などの追加的な防疫措置の詳細を検討の上、実施。

(注1) 入国拒否対象地域指定前日までに当該地域に再入国許可をもって出国した者

2. 国際的な人の往来再開に向けた段階的措置についての対象国・地域の拡大等

「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」(第38回新型コロナウイルス感染症対策本部(令和2年6月18日))に関し、現行の水際措置(注2)を維持した上で、追加的な防疫措置(注3)を条件とする仕組みを以下のとおり追加的に試行。

- (1) 感染状況が落ち着いている以下の国・地域と協議・調整を開始。感染状況等を総合的に勘案し、準備が整い次第、順次実施。
カンボジア、シンガポール、韓国、中国、香港、マカオ、ブルネイ、マレーシア、ミャンマー、モンゴル、ラオス、台湾
- (2) その他の国・地域についても、ビジネス上のニーズ等を勘案し、防疫上の更なる要件(注4)の下、短期間・少人数に限定した往来枠組みを導入することとし、今後その詳細を検討の上、準備が整い次第、順次実施。

(注2) PCR検査(入国拒否対象地域からの入国者)、公共交通機関不使用、14日間の自宅待機

(注3) 入国前の検査証明、入国後14日間の位置情報の保存等(14日間の自宅待機期間中のビジネス活動を望む場合には、さらに「本邦活動計画書」(滞在場所、移動先等を記載)の提出等)

(注4) 滞在期間の限定(原則72時間以内)、少人数によるビジネスジェットの利用、訪問場所・接触者のより一層の限定

3. 検査能力の拡充

引き続き、代替的な検査方法の導入や検査センターの立ち上げを始め、検査能力・体制を早急に強化。

4. 水際対策の継続等

(1) 入国拒否対象地域の追加

入管法に基づき入国拒否を行う対象地域として、以下 17 か国・地域の全域を指定（注5）。14 日以内にこれらの地域に滞在歴のある外国人は、特段の事情がない限り、入国拒否対象とする（注6）。

ウズベキスタン、ケニア、コモロ、コンゴ（共）、シエラレオネ、スリナム、スーダン、ソマリア、ナミビア、ネパール、パラグアイ、パレスチナ、ベネズエラ、ボツワナ、マダガスカル、リビア、リベリア

（注5）本措置を受け、入国拒否を行う対象地域は、合計で 146 か国・地域となる。
（注6）7 月 23 日までに再入国許可をもって出国した「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」又は「定住者」の在留資格を有する者が同許可により、今般追加した 17 か国・地域の入国拒否対象地域から再入国する場合は、原則として、特段の事情があるものとする。7 月 24 日以降に出国した者については、この限りではない。なお、「特別永住者」については、入国拒否対象とはなっていない。

(2) 検疫の強化

14 日以内に上記 4.（1）の入国拒否対象地域に滞在歴のある入国者について、PCR 検査の実施対象とする（注7）。

(3) 実施中の水際対策の継続

第 39 回新型コロナウイルス感染症対策本部（令和 2 年 6 月 29 日開催）において、7 月末日までの間実施することとした検疫の強化（注7）、査証の制限等、航空機の到着空港の限定等及び到着旅客数の抑制の措置の実施期間を更新し、8 月末日までの間、実施する。右期間は、更新することができる。

（注7）今後、PCR 検査に代替可能な検査手法が確立した場合には、順次導入する可能性がある。

上記 4.（1）及び（2）の措置は、7 月 24 日午前 0 時から当分の間、実施する。実施前に外国を出発し、実施後に本邦に到着した者も対象とする。

以上

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について

令和2年7月22日現在

感染が世界的に拡大している新型コロナウイルス感染症に関し、令和2年1月31日以降の累次にわたる閣議了解、新型コロナウイルス感染症対策本部による公表等を踏まえて、法務省では、当分の間、以下のいずれかに該当する外国人について、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）第5条第1項第14号に該当する外国人として、特段の事情がない限り、上陸を拒否することとしています（注1）。

「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」又は「定住者」の在留資格を有する外国人（これらの在留資格を有さない日本人の配偶者又は日本人の子を含む。以下同じ。）が再入国許可（みなし再入国許可を含む。以下同じ。）により出国した場合であっても、原則として、特段の事情がないものとして上陸拒否の対象となりますので（注2、3）、上陸拒否の対象地域への渡航を控えていただくようお願いします。

特別永住者の方については、入管法第5条第1項の審査の対象となりませんので、上記の各措置により上陸が拒否されることはありません。

- 上陸の申請日前14日以内に添付の表の国・地域における滞在歴がある外国人
- 中国湖北省又は浙江省において発行された同国旅券を所持する外国人
- 香港発船舶ウエステルダムに乗船していた外国人

（注1） 出入国管理及び難民認定法（抄）

（上陸の拒否）

第五条 次の各号のいずれかに該当する外国人は、本邦に上陸することができない。

一～十三 （略）

十四 前各号に掲げる者を除くほか、法務大臣において日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

2 （略）

（注2）

「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」又は「定住者」を有する外国人（これらの在留資格を有さない日本人の配偶者又は日本人の子を含む。以下同じ。）が再入国する場合は、以下のとおり、再入国許可により出国した日及び滞在歴のある地域により、特段の事情の有無を判断します。

- ① 4月2日までに再入国許可により出国した場合
 - 原則として、特段の事情があるものとします。
- ② 4月3日から4月28日までの間に再入国許可により出国した場合
 - 上陸拒否の対象地域のうち、4月29日から追加された14か国、5月16日から追加された13か国、5月27日から追加された11か国、7月1日から追加された18か国又は7月24日から新たに追加される17か国・地域に滞在歴があっても、原則として、特段の事情があるものとします。
 - その他の上陸拒否対象地域にも滞在歴があるときは、原則として、特段の事情がないものとして上陸拒否の対象となります。
- ③ 4月29日から5月15日までの間に再入国許可により出国した場合
 - 上陸拒否の対象地域のうち、5月16日から追加された13か国、5月27日から追加された11か国、7月1日から追加された18か国又は7月24日から新たに追加される17か国・地域に滞在歴があっても、原則として、特段の事情があるものとします。
 - その他の上陸拒否対象地域にも滞在歴があるときは、原則として、特段の事情がないものとして上陸拒否の対象となります。

- ④ 5月16日から5月26日までの間に再入国許可により出国した場合
 - 上陸拒否の対象地域のうち、5月27日から追加された11か国、7月1日から追加された18か国又は7月24日から新たに追加される17か国・地域に滞在歴があっても、原則として、特段の事情があるものとしします。
 - その他の上陸拒否対象地域にも滞在歴があるときは、原則として、特段の事情がないものとして上陸拒否の対象となります。
- ⑤ 5月27日から6月30日までの間に再入国許可により出国した場合
 - 上陸拒否の対象地域のうち、7月1日から追加された18か国又は7月24日から新たに追加される17か国・地域に滞在歴があっても、原則として、特段の事情があるものとしします。
 - その他の上陸拒否対象地域にも滞在歴があるときは、原則として、特段の事情がないものとして上陸拒否の対象となります。
- ⑥ 7月1日から7月23日までの間に再入国許可により出国した場合
 - 上陸拒否の対象地域のうち、7月24日から新たに追加される17か国・地域に滞在歴があっても、原則として、特段の事情があるものとしします。
 - その他の上陸拒否対象地域にも滞在歴があるときは、原則として、特段の事情がないものとして上陸拒否の対象となります。
- ⑦ 7月24日以降に再入国許可により出国した場合
 - 上陸拒否の対象地域に滞在歴があるときは、原則として、特段の事情がないものとして上陸拒否の対象となります。

(注3)

注2で上陸を許可する場合以外にも、特に人道上配慮すべき事情があるときなど、個別の事情に応じて特段の事情があるものとして上陸を許可する場合があります。

- ・ [個別の事情に応じて特段の事情があるものとして再入国を許可することのある具体的な事例\(6月12日現在\)](#)

連絡先：出入国在留管理庁出入国管理部審判課

電話：(代表) 03-3580-4111 (内線4446・4447)

	アジア	大洋州	北米	中南米	欧州	中東	アフリカ
4月3日までに指定された国・地域 73か国・地域	インドネシア, シンガポール, タイ, 韓国, 台湾, 中国(香港及びマカオを含む。), フィリピン, ブルネイ, ベトナム, マレーシア	オーストラリア, ニュージーランド	カナダ, 米国	エクアドル, チリ, ドミニカ国, パナマ, ブラジル, ボリビア	アイスランド, アイルランド, アルバニア, アルメニア, アンドラ, イタリア, 英国, エストニア, オーストリア, オランダ, 北マケドニア, キプロス, ギリシャ, クロアチア, コソボ, サンマリノ, スイス, スウェーデン, スペイン, スロバキア, スロベニア, セルビア, チェコ, デンマーク, ドイツ, ノルウェー, パチカン, ハンガリー, フィンランド, フランス, ブルガリア, ベルギー, ポーランド, ボスニア・ヘルツェゴビナ, ポルトガル, マルタ, モナコ, モルドバ, モンテネグロ, ラトビア, リトアニア, リヒテンシュタイン, ルーマニア, ルクセンブルク	イスラエル, イラン, トルコ, パーレーン	エジプト, コートジボワール, コンゴ民主共和国, モーリシャス, モロッコ
4月29日から追加 14か国				アンティグア・バーブーダ, セントクリストファー・ネイビス, ドミニカ共和国, パルバドス, ペルー	ウクライナ, ベラルーシ, ロシア	アラブ首長国連邦, オマーン, カタール, クウェート, サウジアラビア	ジブチ
5月16日から追加 13か国	モルディブ			ウルグアイ, コロンビア, バハマ, ホンジュラス, メキシコ	アゼルバイジャン, カザフスタン,		カーボベルデ, ガボン, ギニアビサウ, サントメ・プリンシペ, 赤道ギニア
5月27日から追加 11か国	インド, パキスタン, バングラデシュ			アルゼンチン, エルサルバドル	キルギス, タジキスタン	アフガニスタン	ガーナ, ギニア, 南アフリカ
7月1日から追加 18か国				ガイアナ, キューバ, グアテマラ, グレナダ, コスタリカ, ジャマイカ, セントビンセント及びグレナディーン諸島, ニカラグア, ハイチ	ジョージア	イラク, レバノン	アルジェリア, エスワティニ, カメルーン, セネガル, 中央アフリカ, モーリタニア
7月24日から追加 17か国・地域	ネパール			スリナム, パラグアイ, ベネズエラ	ウズベキスタン	パレスチナ	ケニア, コモロ, コンゴ共和国, シエラレオネ, スーダン, ソマリア, ナミビア, ボツワナ, マダガスカル, リビア, リベリア